

諮問日：令和３年９月１５日（令和３年度（最情）諮問第３２号）

答申日：令和４年２月２４日（令和３年度（最情）答申第４９号）

件 名：決裁等に係る理由説明書の記載内容の正否が分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第１ 委員会の結論

別紙記載の文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第２ 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第２に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和３年８月１０日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第１１の１に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第１１の４に定める諮問がされたものである。

第３ 苦情申出人の主張の要旨

最高裁判所事務総長は、特定年月日付け情報公開・個人情報保護審査委員会宛理由説明書（以下「理由説明書１」という。）においては、「決裁とは、起草した文書について、意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を決定し、又は確認する行為をいうものとされている」と意思決定の具体的な方法を述べているが、特定年月日付け情報公開・個人情報保護審査委員会宛理由説明書（以下「理由説明書２」という。）では、決裁文書の定義の定めはあるが、意思決定の具体的な方法を定めた文書は存在しないと主張している。当該２通の理由説明書の内容は矛盾しており、適切に決裁権者がその内容を確認し決定しているのか、裁判所において不適切な事務処理が常態化しているのではないかと疑念を払拭できない。裁判所に

おける内規等に照らせば、どちらの理由説明書の主張又は記述が正しいかが自ずと分かるはずであり、当該内規等の文書が存在しないことはあり得ない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 苦情申出人は、理由説明書1の記3には、「決裁とは、起案した文書について、意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を決定し、又は確認する行為をいうものとされており」と記載されている一方で、理由説明書2の記3の(1)は「具体的な処理に係る事案について、具体的にいかなる方法によって意思決定を行うかどうかは、意思決定の権限を有する者（決裁権者）が、個別に判断すれば足りるものであり、その意思決定に当たって司法行政文書を作成するかどうかは、管理通達により、文書管理者が職員に対し指示することとなると解される。したがって、意思決定の具体的な方法を定めた文書は存在しない。」と記載されていることをもって、矛盾する内容を最高裁判所事務総長が説明していると主張しているものと解される。
- 2 しかし、理由説明書1の前記記載部分は、奈良地方裁判所が開示した文書が所長の決裁を経て作成されたものであることを説明する前提として、決裁についての一般的な理解を述べているものであり、意思決定の方法について何らかの定めなし文書があると主張しているものではない。理由説明書2の前記記載部分も、具体的な処理に係る事案について、具体的にいかなる方法によって意思決定を行うかどうかは、意思決定の権限を有する者（決裁権者）が、個別に判断すれば足りるものであり、その意思決定に当たって司法行政文書を作成するかどうかは、平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」により、文書管理者が職員に対し指示することになると解されることから、意思決定の具体的な方法を定めた文書は存在しない旨を述べているものであって、両者の内容は一貫しており、何ら矛盾するものではない。

したがって、理由説明書 1 の前記記載部分の内容と理由説明書 2 の前記記載部分の内容に矛盾はなく、いずれも正しいのであるから、いずれが正しいのか分かる文書は存在しないといわざるを得ない。

第 5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和 3 年 9 月 1 5 日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受
- ③ 令和 4 年 1 月 2 1 日 審議
- ④ 同年 2 月 1 8 日 審議

第 6 委員会の判断の理由

- 1 苦情申出人は、最高裁判所事務総長が、理由説明書 1 においては意思決定の具体的な方法を述べているが、理由説明書 2 においては意思決定の具体的な方法を定めた文書は存在しないと述べており、理由説明書の内容が矛盾している旨主張する。しかし、理由説明書 1 については、当該理由説明書に係る苦情申出に対して最高裁判所事務総長が説明するに当たり、決裁についての一般的な理解を述べているもので、意思決定の方法について何らかの定めや文書があると主張しているものではないと解され、理由説明書 2 については、裁判所における司法行政事務に関する具体的な処理に係る事案について、具体的にいかなる方法によって意思決定を行うかどうか、さらにその意思決定に当たって文書を作成するかどうかについても、その性質上、決裁権者によって個別に判断されることを説明しているもので、意思決定の具体的な方法を定めた文書は存在しない旨を述べているものと解されるから、両者の説明の内容は矛盾するものではない。したがって、理由説明書 1 と理由説明書 2 の記載内容に矛盾はなく、いずれが正しいのか分かる文書は存在しないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められな

い。

よって、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

なお、委員会に対し諮問がされる事案のなかには、裁判所における個別の案件の対応や判断に対する不服を申し立てる意図の下に、司法行政文書開示手続や保有個人情報開示手続を用いるケースが散見される。委員会は本件申出がこのような意図に基づいてされたものと断ずるものではないが、司法行政文書開示手続や保有個人情報開示手続を用いた申出は裁判所における個別の案件の対応や判断に対する不服について個別具体的に応答するための制度として設けられているものではないことを、念のため付言しておく。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

別紙

最高裁判所は特定年月日付け情報公開・個人情報保護審査委員会宛理由説明書において、決裁文書の定義の定めはあるが、意思決定の方法を定めたものではないと主張している。しかしながら、最高裁判所は、特定年月日付け情報公開・個人情報保護審査委員会宛理由説明書において「決裁とは、起案した文書について、意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を決定し、又は確認する行為をいうものとされている」と意思決定の方法を明記している。2通の理由説明書において、相反していることを堂々と述べているのは何故なのか。このことは情報公開・個人情報保護審査委員会を軽視又は侮辱していることにならないか。どちらの理由説明書の主張又は記述が正しいのか、このことが分かる文書全て。